



2022年8月10日

各位

会社名 ウェルス・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 千野 和俊
(コード番号: 3772 東証スタンダード)
問合せ先 取締役専務執行役員 近持 淳
(電話番号 03-6229-2129)

第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年9月1日から2022年9月6日までのいずれかの日とします。 ただし、下記「(3) 発行価額」に定める条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とします。
(2) 新 株 予 約 権 数	11,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり796円 ただし、2022年8月17日から2022年8月22日までのいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、条件決定日までの期間の株価変動等諸般の事情を考慮の上で、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」を参照。）と同様の方法で算定された結果が、796円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金額とします。 (本新株予約権の発行価額の総額：本新株予約権1個当たりの発行価額に11,000を乗じた金額とする。)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：計1,100,000株（新株予約権1個につき100株） 下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」を参照。）においても、潜在株式数は1,100,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	3,030,156,000円（注）

(差引手取概算額)	
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、2022年8月9日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い額（以下「条件決定基準株価」といいます。）に相当する金額といたします。</p> <p>上限行使価額はありません。</p> <p>下限行使価額は条件決定基準株価の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします（別紙発行要項第13項による規定を準用して調整されます。以下「下限行使価額」といいます。）</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。</p>
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）において、下記の内容について合意する予定です。</p> <p>①新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等（同規則に定める意味を有します。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、</p>

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしします。</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしします。ただし、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
(9) 本新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2025年9月8日（ただし、別紙発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約及び本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結する予定です。詳細については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行価額の総額については、2022年8月10日（以下「発行決議日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の最終的な発行価額及び当初行使価額は条件決定日に決定され、また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

※本新株予約権に係る条件決定を一定期間経過後に行う理由

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行し、その行使に伴って資金を調達する手法においては、通常、発行の決議と同時に全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2023年3月期第1四半期決算短信及び当社普通株式の株式分割を公表しており、これらにより、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、既存株主の利益を害するおそれがあります。そこで、これらの公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。本新株予約権の払込金額は、発行決議時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はございません。

これらの公表による株価への影響が株価に反映されるまでには一定の取引日を要すると考えられることを考慮し、また、株価への影響が株価に反映される過程で条件決定せざるを得ない事態は適切でないことから、発行決議日から3取引日乃至6取引日を空けた日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

上記決算に関する詳細につきましては、本日付で別途公表しております「2023年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。また、当社普通株式の株式分割に関する詳細につきましては、本日付で別途公表しております「株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

※本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日の発行の決議に際して、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値等を前提として算出された本新株予約権の発行価額は、1個当たり796円です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日の公表に伴う株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として796円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき当社取締役会が決定する金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が796円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された発行価額である796円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映さ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れません。したがって、本新株予約権 1 個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果 796 円を下回って決定されることはありません。

※本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の 80%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とします。これは、本日同時に公表された上記の決算短信及び当社普通株式の株式分割を受け株価が上昇した場合には、既存株主の利益に配慮し、下限行使価額を条件決定時点の株価に連動させるものとしつつ、上記の決算短信及び当社普通株式の株式分割を受け株価が下落した場合においては、下限行使価額を発行決議日の直前取引日の終値の 80%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のままとすることで、本新株予約権の行使による資金調達額の下限を下げないようにするものです。いずれにしましても、既存株主の利益への配慮という観点から、本日の直前取引日の終値の 80%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額である 2,204 円を下回らないように設計されています。

2. 募集の目的及び理由

当社は、「快適な時間と空間づくりを通して、日本の魅力と文化を、「体験価値」として提供し、あらゆるお客様に感動と安定的な繁栄をお届けすることで、豊かな社会の発展に貢献」することを企業理念として掲げ、不動産金融事業とホテル運営事業の 2 つの事業を核として、

- ・特に近年、後継者問題等を抱える老舗ホテル・旅館の再生、開発に強みを持ち、再生・開発を通じて新たな価値を創造する“価値創造型の不動産会社”であること
- ・国際的なホテルオペレーターとの協業により、バジェットタイプからラグジュアリータイプまで、“収益の最大化を図れるホテルオペレーション会社”であること
- ・国内外の投資家とのつながりにより、インカムリターン中心のコア型投資（低リスク型投資）からキャピタルリターン中心のオポチュニスティック型投資（高リスク型投資）まで対応する“ブティック型の独立系アセットマネジメント会社”であること

を強みとして事業を展開しております。

不動産金融事業が属する不動産市場におきましては、円安及び物価高騰による不動産の価額の高騰、建設コストの増加懸念による先行きの不透明感が継続しているところ、2022年 3 月期末時点では、2021年 9 月に京都東山SIX SENSES ホテル開発プロジェクトにおける不動産信託受益権譲渡、2022年 2 月に京都東山 Banyan Tree ホテル開発プロジェクトにおける不動産信託受益権譲渡、2022年 3 月に芦ノ湖畔ホテル開発事業における不動産信託受益権の譲渡等により前連結会計年度と比較して売上高及び営業利益は大きく増加いたしました。また、物件の取得におきましても、2022年 3 月に匿名組合五条の劣後匿名組合出資持分を全額取得し連結子会社化いたしました。2022年 3 月期の不動産金融事業の業績は、売上高27,528,465千円（前期比500.6%増）、営業利益5,526,919千円（前期は195,077千円の営業利益）です。2023年 3 月期第 1 四半期末時点では、第 1 四半期連結累計期間においては、物件売買等が少額であったことから前年同期対比で減収となりました。2023年 3 月期第 1 四半期の不動産金融事業の業績は、アセットマネジメント事

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

業の売上高80,467千円（前年同四半期比36.2%減）及び営業損失68,113千円（前年同四半期は営業損失7,113千円）、不動産事業の売上高△6,359千円（前年同四半期は売上高858,228千円）及び営業損失204,055千円（前年同四半期は営業損失177,870千円）です。第2四半期連結累計期間以降、漸次物件の取得売却を進めていく予定です。

ポストコロナを見据えて、ホテルアセットに対する劣後投資家の積極的な姿勢が続いている一方、金融機関のホテル開発事業に対する新規融資は慎重な姿勢が続いておりましたが、ホテル事業の先行きの不透明感は薄まり改善していくと考える金融機関は増加傾向にあると当社としては考えており、今後は財務レバレッジを活用した事業戦略を進めやすい環境になるものと見込んでおります。当社におきましては、2021年11月9日に開示いたしました「芦ノ湖畔における新規ホテル開発プロジェクトに関するお知らせ」のとおり、日本有数の温泉保養地である元箱根の芦ノ湖畔の物件を取得し新たなホテル開発プロジェクトを開始いたしました。現在、当社では上記のプロジェクトを含め11件のプロジェクトが進行中であり、開発中の物件を含めたグループ全体のホテルアセットは鑑定価格ベースで約2,000億円の規模を有しております。なお、2022年8月10日に開示いたしました「長野県北安曇郡白馬村（白馬）におけるホテル開発用地取得にかかる条件付売買契約締結に関するお知らせ」に記載の長野県北安曇郡白馬村（白馬）におけるホテル開発プロジェクトも今後追加される見込みです。今後につきましても、新規物件の取得及びバリューアップ済の物件の売却を進めるほか、現在進行中のプロジェクトにつきましても適切なプロジェクト管理に努め、運用資産の増強とハイグレードホテルの開発事業をさらに進めてまいります。

ホテル運営事業が属するホテル業界におきましては、2022年3月期末時点では、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の発出の影響は大きく、当連結会計年度も宿泊客の大幅な回復には至りませんでした。しかしながら当社の運営ホテルにおきましては、緊急事態宣言の発出に伴い一部ホテルにおいて臨時休業を実施した一方で、新規開業による運営ホテルの増加、春秋の観光シーズンの宿泊客数の回復及び開発中のホテルに対するコンサルティング売上等により、前連結会計年度と比較して売上高及び営業利益は大きく増加いたしました。2022年3月期のホテル運営事業の業績は、売上高2,986,403千円（前期比203.1%増）、営業利益634,962千円（前期は585,530千円の営業損失）であり、2023年3月期第1四半期のホテル運営事業の業績は、売上高511,060千円（前年同期比87.5%増）、営業損失234,154千円（前年同四半期は営業損失137,684千円）です。開業関連におきましては、2021年6月28日に、国内で2軒目、関西地区では初進出となるマリオットインターナショナル社の「アロフト」ブランドのホテル「アロフト大阪堂島」（大阪市北区堂島浜2丁目1-31）を大阪・キタの社交場として親しまれた堂島ホテルの地に開業いたしました。「アロフト」は、流行に敏感で発信力があり、音楽やデザインを愛する次世代の旅行者を主な顧客ターゲットとしているライフスタイルホテルブランドであり、洗練かつ斬新なスタイルで、大阪のホスピタリティシーンを盛り上げてまいります。2023年3月期第1四半期末時点では、宿泊客数は増加傾向にあるものの、コロナ禍において低下した宿泊客単価の回復には時間を要しており、コロナ以前の状態まで回復するには、今しばらくの時間を要するものと考えられます。また、当社が主力としておりますラグジュアリーホテルの業績改善には、インバウンドの増加が重要な要素であるところ、インバウンドにつきましても、海外からの入国者に対する制限も緩和さ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れつつあるものの、海外と比較して厳しい制限が続いており、大幅なインバウンド需要の増加には至っておりません。一方で、開業関連におきましては、2022年6月17日より、バンヤンツリー・グループブランドの「ダーワ・悠洛 京都」（京都市東山区三条通大橋東入大橋町84）、「ギャリア・二条城 京都」（京都市中京区市之町180-1）がリブランドオープンしております。なお、「ダーワ・悠洛 京都」は、鴨川ほど近くに佇む、現代的なデザインと日本の伝統が美しく融合したブティックホテル、「ギャリア・二条城 京都」は、世界遺産二条城に隣接した隠れ家で、国宝二の丸御殿や日本庭園の四季を臨むことができるわずか25室のエクスクルーシブラグジュアリーホテルとなっております。

当社のホテル運営事業は、不動産金融事業におけるホテルアセットの規模と深く関わりがあるため、今後については、アライアンス先との協働による開発・買収を通じたホテル客室数の増加に取り組むほか、リブランド・リノベーションを通じたADR（平均客室単価）の向上といった「量」と「質」の向上による収益力強化に取り組んでまいります。

当社は、2021年5月25日に開示いたしました「資本・業務提携契約の締結、株式の売出し、『その他の関係会社』及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、当時東京証券取引所第一部上場のサムティ株式会社（証券コード：3244、以下「サムティ社」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」といいます。）を締結いたしました。サムティ社は、1982年に創業して以来、「倫理、情熱、挑戦 そして夢の実現」という経営理念のもと、不動産開発事業及び不動産賃貸事業を中心に業容を拡大しております。また、安定的な収益基盤を確立すべくアセットマネジメント事業を強化し、2015年にリート事業に進出してサムティ・レジデンシャル投資法人のメインスポンサーを務め、運用資産の増大化をサポートしています。本資本業務提携においては、当社及びサムティ社の両社が対等な長期的パートナーとなり、当社がサムティ社の各種資金及び投資案件の調達力を、サムティ社が当社のグローバルな投資家ネットワークやホテルセクターにおけるアセットマネジメントの経験を各々活用することで、国内外の不動産市場における新たな展開等を通じた両社及びそのグループの成長及び企業価値の向上を目指すことを目的としております。

また、当社は2022年3月期を初年度とする3か年の新たな中期経営計画『中期経営計画2024』（以下「本中期経営計画」といいます。）を2021年6月に策定いたしました。本中期経営計画においては事業、財務、資本、配当及び人事の5つの戦略を重点戦略と位置付けており、達成目標を以下の2点としております。

①本中期経営計画期間中のJ-REIT組成を実現し、資産循環型ビジネスモデルを確立、受託資産5,000億円規模のホテルリートを目指す

②プライム市場への上場を目指し、そのための体制等を具体化、時価総額3倍を目指す

本中期経営計画を軸とした成長戦略の実現に向けては、当社が従来より取り組んでまいりました大規模かつ比較的長期間に亘るプロジェクト向けのホテル用不動産の取得・開発を戦略の核としつつも、早期の収益化が期待される比較的中短期間のバリューアップ投資を目的とするアセットの取得・開発による収益安定化や、他社との共同投資により設立する不動産ファンドへの出資など、グループAUM（運用資産残高）の増強へ向けた各種取り組みの推進が不可欠であると考えて

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

おります。

このような背景から、成長投資に係る財務戦略の柔軟性を確保し、自己資本の更なる拡充による財務レバレッジ活用余力の向上と今後の成長戦略遂行に向けた経営基盤を強化することが重要であると考え、本資金調達を行うことといたしました。資金調達を行うに際して、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行い、その1つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めておりました。本新株予約権は、当社の判断により、大和証券株式会社が本新株予約権を行使することができない期間を指定すること等により、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、当社の資金需要や株価動向に合わせた機動的なエクイティ性の資金調達が可能です。そのため、当社の資金需要にも即した資金調達方法と考え、本新株予約権により資金調達を実行することにいたしました。

また、当社は2021年10月26日に開示いたしました「新市場区分「スタンダード市場」を選択する市場選択申請書の提出に関するお知らせ」のとおり、東京証券取引所の新市場区分の実施日以降に当社が所属する市場区分として「スタンダード市場」を選択し、東京証券取引所に対して申請を行いました。本中期経営計画にて達成目標としておりますとおり、将来的にプライム市場への移行を目指しております。なお、プライム市場への移行を目指すにあたり、新市場区分への移行基準日（2021年6月30日）時点で基準を満たしていない項目は流通株式時価総額

（4,758,937,019円。プライム市場の形式基準は100億円）及び流通株式比率（35%。プライム市場の形式基準は35%）との結果を受領しております。なお、2022年3月末時点における当社試算によると、流通株式時価総額は6,933,148,832円、時価総額は19,985,412,800円（プライム市場の形式基準は250億円）、流通株式比率は34.69%、その他の基準につきましては充足済みとなっております。本新株予約権の発行並びにその後の行使による流通株式数及び出来高の増加は、流通株式比率の増加や流通株式時価総額及び時価総額の向上にも寄与することから、本新株予約権の発行は将来的なプライム市場への上場へ向けても有効な施策であるものと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的用途及び支出予定時期につきましては下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載しております。また、当社は2022年8月10日付で別途公表した2023年3月期第1四半期決算短信に記載のとおり事業セグメントの変更を行っておりますが、本項につきましては、分かりやすさの観点から従前のセグメント区分に基づいて記載しております。

当社は、今般の資金調達の達成が将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

本新株予約権の発行による資金調達（以下「本スキーム」といいます。）においては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権 11,000 個を第三者割当により発行いたします。本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価に相当する額ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています（詳細は、本新株予約権の発行要項第16項を参照）。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の本覚書を締結する予定です。

①本覚書に基づく行使停止について

当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長執行役員の決定により、割当予定先に対し、何度でも、本新株予約権を行使することができない期間を指定する旨の通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行うことができます。

行使停止要請通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使をすることができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができません。また、当社は、割当予定先による行使停止要請通知の受領後も、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長執行役員の決定により、当該通知を撤回し又は変更することができます。

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、割当日の翌銀行営業日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2025年8月8日以前の日とします。

また、当社が、行使停止要請通知を行うこと又は行使停止要請通知を撤回あるいは変更することを決定した場合、当社は、その都度その旨をプレスリリースにて開示するものとします。

②本覚書に基づく取得請求について

(i) 割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日（同日を含む。）以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は(ii) 割当日の翌銀行営業日より2年11ヶ月後の応当日（同日を含む。）以降2025年8月18日（同日を含み、かつ、同日必着とする。）までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した内容を実行するために、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、株価上昇によるメリットが享受できること及び資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であることを重視いたしました。

結果、上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本スキームの特徴】

本スキームの特徴は、以下のとおりとなります。

①希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の本覚書により、当社は行使停止期間を定めることができます。資金調達を優先しつつも、株価動向や資金の喫緊性等を勘案できるようにするために設定しており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、本新株予約権は複数回による行使と行使価額の分散が期待されることから、株価への影響の軽減が図られると考えております。

②最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は1,100,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。上記1,100,000株は、2022年3月31日現在の発行済株式総数8,526,200株に対して12.90%となります。

③株価上昇によるメリットが享受できること

本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、当社株式の株価が上昇した時には、資金調達額が増大するメリットを享受できます。

④流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される当社株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

⑤資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により資金調達方法の切替えを行うことができ、今後の資本政

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

策の柔軟性が確保されております。なお、取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の取得価額以外の割当予定先への支払は一切発生いたしません。

⑥譲渡制限

本新株予約権買取契約に基づき、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

⑦本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(エ)のようなデメリットがあります。

- (ア) 本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、権利行使の進捗によって資金調達・資本増強の目的が実現できることとなります。割当予定先は、権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われないこととなります。
- (イ) 当社株式の株価が下落した場合には、行使価額が下方修正されることにより、資金調達額が予定額を下回る可能性があります（ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。）。
- (ウ) 割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。
- (エ) 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達方法と他の資金調達方法との比較】

①公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1ヶ月から2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

②第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

株価に連動して転換価額が修正される第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。

④ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は全て株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、既存株主による権利行使の見込みが不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

⑤その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定された新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,038,156,000	8,000,000	3,030,156,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（8,756,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,029,400,000円）を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定します。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、信託銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額は、上記「（１）調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載のとおり合計3,030,156,000円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① ホテル開発プロジェクト向けの開発資金	750	2022年9月～ 2024年3月
② 新規不動産取得資金	1,500	2022年9月～ 2024年3月
③ 不動産ファンドへの出資資金	780	2022年9月～ 2024年3月
合計	3,030	—

（注）1. 調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の普通預金口座にて保管する予定であります。

2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、自己資金及び銀行借入等により上記記載の使途へ充当する予定であります。

3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、かかる超過分を新規不動産取得資金に追加充当する予定です。

① ホテル開発プロジェクト向けの開発資金

当社グループでは取得した資産をバリューアップし、当社が組成するリートへ組み込み、それにより得た資金を次のプロジェクトに充てていく資産循環型ビジネスモデルの確立を目指しております。その戦略の核が、サムティ社と組成に向けた協議を進めているホテルリートの上場です。ホテルリート上場に向け、リートへ組み込むための運用受託資産をトータル5,000億円規模へ拡大していく方針です。当社の強みであるホテル開発は運用受託資産拡充の大きなドライバーであり、今後も取組みを継続してまいります。

ホテル開発プロジェクト向けの開発資金として、2022年9月から2024年3月までの期間に、今回調達資金のうち750百万円を充当する予定です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 新規不動産取得資金

当社グループは、ホテル開発・バリューアップ案件を数多く手掛けて参りました。また当社グループはこれまでオフィスや商業施設、物流施設を取り扱ってきた実績もあり、ホテル以外のアセットについてもバリューアップ事業を推進できる事業基盤を有しております。

このような事業基盤を活かすべく、2022年9月から2024年3月までの期間に、今回調達資金のうち1,500百万円を、バリューアップを目的とする不動産又は不動産信託受益権の取得資金に充当する予定です。足許でホテル・物流施設等を中心に、良質な投資対象不動産の探索・検討を進めております。現時点においては、1,500百万円のうち一部を、本日別途「長野県北安曇郡白馬村（白馬）におけるホテル開発用地取得にかかる条件付売買契約締結に関するお知らせ」において公表いたしました、本日付で条件付売買契約を締結した長野県北安曇郡白馬村（白馬）におけるホテル開発用地へ充当することを想定しております。なお、その他につきましてはまだ確定した案件はないため、詳細が開示できるようになり次第開示致します。

③ 不動産ファンドへの出資資金

今後、有力投資家がメインスポンサーとなり当社グループがアセットマネージャーを務める不動産ファンドを新たに立ち上げ、運用受託資産の積上げを図って参ります。有力投資家と連携することにより、当社単独では取組みが困難な大規模案件や複数案件への投資が可能になり、投資機会が拡大すると考えております。また、アセットマネージャーとして創出した収益機会を当社グループ収益として取り込むべく、当該ファンドへの当社グループの出資も検討して参ります。

他社がメインスポンサーとなり当社グループがアセットマネージャーを務める不動産ファンドへの出資資金として、2022年9月から2024年3月までの期間に、今回調達資金のうち780百万円を充当する予定です。足許でホテル・物流施設等を中心に、良質な投資対象不動産の探索・検討を進めております。現時点においてはまだ確定した案件はないため、詳細が開示できるようになり次第開示致します。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、自己資本の更なる拡充を通じた財務健全性の強化と成長投資に係る財務戦略の柔軟性の確保を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2023年3月期第1四半期決算短信及び当社普通株式の株式分割を公表しております。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の払込金額を決定することを想定しております。

当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率、当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使停止要請通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使停止要請通知のない場合に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等）を置き評価を実施しました。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、796円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金796円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。さらに、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額796円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定することからも、かかる払込金額の最終的な決定方法は合理性を有するものであると判断いたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、条件決定基準株価に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、条件決定基準株価の80%に相当する金額で設定されており、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

なお、当社監査等委員会（社外取締役3名を含みます。）による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査等委員会も、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき払込金額その他の本新株予約権の発行条件を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大 1,100,000 株（議決権数 11,000 個）であり、2022 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 8,526,200 株に対して 12.90%、2022 年 3 月 31 日現在の総議決権数 85,240 個に対して、最大 12.90%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の事業規模の拡大並びに自己資本の更なる拡充を通じた財務健全性の強化及び成長投資に係る財務戦略の柔軟性の確保を図ることにより、将来的な企業価値向上に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 39,938 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定の本覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使停止期間を定め希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2022 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	大和証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 中田 誠司
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業
(5) 資 本 金	1,000 億円 (2022 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1992 年 8 月 21 日
(7) 発 行 済 株 式 数	810,200 株 (2022 年 3 月 31 日現在)
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	8,674 名 (2022 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社大和証券グループ本社 100%

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(13) 当事会社間の関係				
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：2,100株 (2022年3月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：該当事項はありません。			
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)(単位：百万円。特記しているものを除く。)				
決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	
純資産	744,927	794,415	510,743	
総資産	11,980,325	13,097,445	14,645,276	
1株当たり純資産(円)	919,436.73	980,517.50	630,391.48	
営業収益	298,652	315,179	326,039	
営業利益	29,305	65,648	75,408	
経常利益	29,788	66,283	78,234	
当期純利益	11,646	41,393	57,401	
1株当たり純利益(円)	14,374.46	51,091.03	70,848.22	
1株当たり配当額(円)	14,374	51,091	370,279	

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、②上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、③今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承認を要するものとします。一方で、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。なお、当社の同意により、本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲渡人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する株式の保有方針の確認、本新株予約権買取契約に定められた行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認いたします。また、譲渡が行われた場合には、当社はその内容を開示いたします。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項まで並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2022年6月29日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第30期）の2022年3月31日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産（現預金1,538,967百万円、流動資産計14,456,400百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ①発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ②ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を発行又は処分する場合。
- ④本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑥合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年3月31日現在）	
サムティ株式会社	32.02%
赤坂社中有限責任事業組合	19.68%
千野 和俊	8.94%
目時 伴雄	2.93%
小島 秀明	1.59%

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

麻布社中有限責任事業組合	1.45%
上野投資株式会社	1.41%
ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合	1.17%
有限会社ヤマザキ	0.97%
株式会社ワイワン	0.94%

(注) 1. 2022年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。持株比率は発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する比率を記載しております。

2. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件のほかに新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は1,100,000株、権利行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、11.43%となります（2022年3月31日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。）。

3. 当社は、2022年5月31日付で業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬としての新株式（45,800株）を発行しておりますが、当該発行については考慮されておられません。

4. 当社は、上記のほか自己株式572株（2022年3月31日現在）を保有しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達に当期（2023年3月期）の業績に与える影響は軽微です。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結） (単位：百万円。特記しているものを除く。)

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結売上高	13,221	5,310	29,030
連結営業利益又は連結営業損失 (△)	2,708	△691	5,676

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

連結経常利益又は連結経常損失 (△)	3,733	△828	5,318
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△)	2,427	△1,060	3,514
1株当たり連結当期純利益又は1 株当たり連結当期純損失 (△) (円)	291.65	△124.77	412.14
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	30.00
1株当たり連結純資産額 (円)	1,041.55	890.38	1,281.53

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年3月31日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	8,526,200株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数の総数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	1,336円	775円	1,398円
高 値	2,745円	2,100円	3,875円
安 値	609円	625円	1,110円
終 値	790円	1,386円	2,344円

② 最近6か月間の状況

	2022年 3月	2022年 4月	2022年 5月	2022年 6月	2022年 7月	2022年 8月
始 値	2,198円	2,311円	2,123円	2,398円	3,520円	2,559円
高 値	2,510円	2,367円	2,504円	3,735円	3,570円	2,783円
安 値	1,890円	1,967円	2,078円	2,340円	2,349円	2,559円
終 値	2,344円	2,162円	2,398円	3,520円	2,574円	2,754円

(注) 2022年8月の株価については、2022年8月9日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2022年8月9日現在
始 値	2,650円

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

高 値	2,783 円
安 値	2,650 円
終 値	2,754 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

ウェルス・マネジメント株式会社第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ウェルス・マネジメント株式会社第6回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 11,000個
3. 新株予約権の
払込金額 本新株予約権1個当たり796円とするが、2022年8月17日から2022年8月22日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、第19項に定める方法と同様の方法で算定された結果が796円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき796円以上の金額として、当社取締役会が決定する金額とする。
(本新株予約権の払込金額の総額：上記796円に11,000を乗じた額)
4. 申込期間 2022年9月1日から2022年9月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
5. 新株予約権の割当日 2022年9月1日から2022年9月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
6. 新株予約権の払込期
日 2022年9月1日から2022年9月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,100,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)
ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (2) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合(第13項第(5)号に従って下限行使価額(第12項第(3)号に定義する。)のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、第13項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第13項に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)
 - (3) 本項に基づく調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- (4) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2022年8月9日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は、第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 行使価額の修正
- (1) 行使価額は、修正日(第18項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は、条件決定基準株価の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。
13. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（2）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付さ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換若しくは株式交付による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

割当日の翌銀行営業日から2025年9月8日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第 25 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 14 項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第 21 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 22 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 17 項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由
- 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提（当社株式の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等）を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を第 3 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価に相当する金額とした。
20. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
21. 本新株予約権の行使請求受付場所
- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
23. 読み替えその他の措置
- 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
- 本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長執行役員に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。